

平成30年12月18日

会員各位

一般社団法人 広島市医師会
会長 松村 誠

**平成30年7月豪雨による被災者に係る被保険者証等の提示及び
被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（お知らせ）**

標記のことについて、改めて**平成31年1月1日以降の取扱い**を以下の通りお知らせします。

1. 被保険者証等の提示について

平成30年7月豪雨による被災に伴い、先にお知らせしておりますように、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証等を保険医療機関等に提示できない旨の申立てがあった場合の取扱いについては、氏名、生年月日、連絡先、加入保険情報等を申し立てることにより、保険診療扱いとすることとなっておりますが、各保険者より被保険者証等の再交付が随時行われていることを踏まえ、**平成31年1月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等の提示により資格確認を行うこととされておりますので、ご注意ください。**

また、被災により被保険者証を紛失された方が、平成31年1月1日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、以下の事項を申告することにより受診できることとされておりますので、よろしくご配意ください。

〈申告内容〉

- ・氏名
- ・生年月日
- ・電話番号等の連絡先
- ・事業所名（被用者保険の被保険者の場合）
- ・住所（国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の場合）
- ・組合名（国民健康保険組合の被保険者の場合）

なお、当該保険者については、速やかに被保険者証等の再交付を受け、被保険者の記号・番号を必ず医療機関に連絡するよう周知が図られることを申し添えます。

2. 一部負担金等の取扱いについて

平成31年1月1日以降において、窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります。

〈対象者の要件〉

- (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険に加入されている方
 - ① 災害救助法適用市町村の市町村国保・介護保険及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
 - ② 協会けんぽ、一部の健保組合
- (2) 以下のいずれかに該当する旨を申し立てた方
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

※窓口負担の取扱いや猶予・免除証明書の交付について、ご不明な点があれば、受診された方が加入されている各保険者にお問い合わせください。

※別紙リーフレット「医療機関・薬局の方々へ」（厚生労働省作成）もご参照ください。

広島市医師会ホームページの「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害関連」
(画面左にバナー作成)に掲載しています。

このお知らせに限らず、必要に応じて情報更新しておりますのでご参考ください。

○お問い合わせ：広島市医師会 地域医療課 TEL 082-232-7321



平成30年7月豪雨で被災された方について、平成31年1月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変わります。

1. 保険証の確認が必要となります

現在、被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うこととなっていますが、平成31年1月1日からは、保険診療として取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

2. 窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります（平成30年12月末までは証明書がなくても窓口での一部負担金等を受け取る必要はありません）

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、平成31年1月1日からは保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の市町村国保・介護保険及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。